

諮問第 23 号の答申
自動車輸送統計調査の変更について（案）

本委員会は、自動車輸送統計調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

2 理由等

(1) 調査対象の範囲等

ア 標本設計等の見直し

(ア) 事業用貨物自動車に係る標本設計の変更

国土交通省は、事業用貨物自動車に係る標本設計について、自動車登録ファイル等に基づく車両単位の層化抽出から、自動車運送事業者情報に基づく事業所単位の層化抽出により、事業所及び当該事業所が保有する事業用貨物自動車を調査対象として選定する方式に変更するとともに、詳細調査（2 月、6 月及び 10 月）と簡易調査（詳細調査以外の月）の区分を廃止する計画である。

これについては、自動車運送事業者情報がデータベース化され、新たに活用可能となった当該行政記録情報を用いて事業所単位で標本設計を行うこと、業務の平準化を図ること等により、報告者の負担軽減に配慮しつつ調査の効率的な実施に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、事業用貨物自動車に係る車種ごとの調査対象自動車の選定方法については、調査結果の偏りの発生を防止する方法に変更する必要がある。

(イ) 事業用貨物自動車以外の自動車に係る標本調査の平準化

国土交通省は、事業用貨物自動車以外の自家用貨物自動車（軽自動車を除く。）、事業用乗合自動車及び事業用乗用自動車を対象とした標本調査について、従来と同様に、自動車登録ファイルに基づく車両単位の層化抽出を行う一方、平成 16 年 1 月から当該自動車登録ファイルに記録されている走行距離等を活用した推計手法を導入すること等により、詳細調査と簡易調査（事業用乗合自動車は詳細調査の月のみ実施）の区分を廃止する計画である。

これについては、新たに活用可能となった行政記録情報を用いて母集団推定を行うことや業務の平準化を図ることにより、統計の精度を確保しつつ調査の効率的な実施

に資するものであることから、適当である。

イ 調査対象の範囲の変更

国土交通省は、利用ニーズの変化、報告者の負担軽減等を勘案し、自家用貨物自動車のうちの軽自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車（以下「自家用旅客自動車」という。）について、調査対象から削除する計画である。

これについては、貨物輸送量全体に占める割合、報告者の負担軽減、他の統計調査（一般統計調査である自動車燃料消費量調査）等によりある程度代替データの提供が可能であること等を踏まえたものであり、やむを得ないものと認められるが、より信頼性の高い代替データ（自家用旅客自動車における輸送人キロ等）の整備について配慮する必要がある。

(2) 調査事項

ア 調査事項の追加

国土交通省は、事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更することに伴い、事業所用調査票を追加し、調査対象事業所における保有車両数、月間輸送量等を把握する計画である。

これについては、新たな報告負担を伴うものであるものの事業活動において把握されている事項であり、事業所単位でより正確に母集団推定を行うために必要な事項であることから、適当である。

イ 調査事項の削除

国土交通省は、利用ニーズの変化、他の統計による代替性等を勘案し、特別積合せトラック調査の廃止、詳細調査における「燃料の種類及び燃料消費量」、「高速自動車国道の利用の有無」等の調査事項を削除するなどの変更を行う計画である。

これについては、貨物自動車運送事業における規制緩和、代替統計（自動車燃料消費量調査）の整備、出現率が低いことによる精度上の問題に加えて別途道路管理会社等において通行台数等が公表されていること等を踏まえたものであることから、適当である。

(3) 調査方法

国土交通省は、調査方法について、地方支分部局を經由した調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更する計画である。

これについては、調査の効率的な実施による公表の早期化に資するとともに、統計の精度を確保するため、新たに民間委託によるコールセンターを設置して照会対応や督促等を効果的かつ効率的に実施するなどの措置を講じることとしていることから、適当である。

(4) 集計事項

国土交通省は、標本設計や調査事項等の変更を踏まえ、事業用貨物自動車の表章区分を細分化（地方運輸局別輸送トン数等において特種用途自動車を新たに表章）する一方、自家用旅客自動車等の調査対象からの削除や特別積合せトラック調査の廃止等に関連する

集計事項及び詳細調査の細目集計事項（業態別・車種別・距離帯別輸送トン数等）を削除する計画である。

このうち、事業用貨物自動車の表章区分の細分化については、利用者の利便に資するものであることから、適当である。

また、集計事項の削除については、上記(1)イの調査対象の範囲の変更や上記(2)イの調査事項の削除に対応したものであること、細目集計事項に関しても調査票情報の二次利用等によりある程度代替が可能と考えられることを踏まえると、統計作成の効率化及び早期化の観点から、おおむね適当である。

ただし、標本設計の変更により発生し得る統計の断層や自動車燃料消費量調査に移行される燃料消費量等の接続について、統計の継続性の確保の観点から検証し、接続係数の作成、遡及推計の実施等適切な措置を講じる必要がある。

3 今後の課題

(1) 輸送貨物の品目分類の見直し

輸送貨物の品目分類については、大枠として輸送統計に用いる標準品目分類を設定した上で、輸送機関ごとにその特性を加味して一部詳細化して適用しているが、本調査における品目分類については、昭和 58 年 4 月以降改正されていないことから、利用ニーズや他の輸送統計との関係にも留意しつつ、産業構造の変化への対応や報告者負担の軽減等の観点から改正について検討する必要がある。

(2) 時系列データ等の整備

今回の調査計画の変更に伴い、調査対象から削除される自家用軽貨物自動車及び自家用旅客自動車に係る輸送量（輸送トン数、トンキロ、輸送人員及び人キロ）については、他の統計調査や行政記録情報を活用した推計方法を開発することにより、代替データを作成・公表することについて検討する必要がある。

また、利用ニーズを踏まえつつ、本調査の結果データを一定期間蓄積した上で、都道府県単位の輸送トン数、トンキロ等を作成・公表することの可能性について検討する必要がある。

(3) 自動車輸送統計の今後の在り方

本調査は、トラック輸送の効率化、モーダルシフトの推進等の行政施策に必要な情報を提供する重要な調査であるが、毎月、輸送区間ごとに輸送貨物の品目及び重量、走行距離等を調査するなど、報告者負担が大きいものである一方、より信頼性の高い時系列データの整備が求められていることから、将来的には、行政記録情報の更なる活用や他の輸送関連統計調査との連携・役割分担を図るなど、自動車輸送統計の体系的な整備の在り方について検討する必要がある。

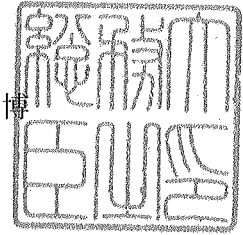


総政企第14号
平成22年1月25日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣
原口博



諮問第23号

自動車輸送統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年1月18日付け国総情交第152号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(自動車輸送統計調査の変更について)

1 調査の目的等

自動車輸送統計調査（以下「本調査」という。）は、国内において輸送活動を行う貨物自動車及び旅客自動車を対象に、その輸送量、走行距離等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料とすることを目的として実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である自動車輸送統計（指定統計第99号）を作成するための指定統計調査として、昭和35年4月から毎月実施されてきており、平成21年4月からは、新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（自動車輸送統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

2 申請の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等において、公的統計の有用性を確保する観点から、ニーズの変化に対応した統計の整備を図るとともに、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとされたこと等を踏まえ、新たな行政記録情報を活用した調査設計に変更するとともに、平成17年から休止している特別積合せトラック調査を廃止するなど調査事項や調査方法等の見直しを行う。

3 主な申請内容

(1) 調査対象の範囲等に係る変更

ア 標本調査における標本設計の見直し

統計の精度向上、調査の効率的な実施等を図る観点から、事業用貨物自動車について、自動車登録ファイル等に基づく車両単位の層化抽出から、自動車運送事業者情報（運送事業者監査総合情報システム）に基づく事業所単位の層化抽出により、当該事業所が保有する事業用貨物自動車を調査対象として選定する方式に変更する。

また、標本調査（事業用乗合自動車を除く。）については、従来、2月、6月及び10月を詳細調査、それ以外の月を簡易調査として実施[※]してきたところであるが、自動車登録ファイルに記録されている走行距離を活用した推計手法を導入すること等による統計の精度向上とともに、調査業務の平準化等を図る観点から、詳細調査と簡易調査の区分を廃止し、毎月同一の調査対象数及び調査事項に変更する。

※ 詳細調査の実施月は、地域別、車種別等に層化抽出した約31,200両（事業用乗合自動車を除く。）を調査対象とし、簡易調査の実施月は、詳細調査の結果を補助データとした比推定を行うため、詳細調査の調査対象自動車から均等に3分割して抽出した約10,400両を各月の調査対象としている。

イ 調査対象の範囲の変更

利用ニーズ、統計の精度確保等に配慮しつつ、調査の効率的な実施による公表の早期化等を図る観点から、①自家用貨物自動車のうち、保有台数の減少や貨物輸送以外の使用等により貨物輸送量全体に占める割合が低くなっている軽自動車について、②利用ニーズの変化に伴う調査結果の活用状況にかんがみ、行政記録情報や他の統計調査による代替が原則として可能な自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車について、それぞれ調査対象から削除する。

(2) 調査事項に係る変更

ア 調査事項の追加

車両単位から事業所単位の層化抽出による調査方式に変更する事業用貨物自動車について、統計の精度向上等を図る観点から、調査対象事業所における保有車両数、月間輸送量等を新たに把握（事業所用調査票の追加）する。

イ 調査事項の削除

(ア) 特別積合せトラック調査の廃止

平成17年から休止している特別積合せトラック調査は、従来、トラックによる拠点間輸送の実態を把握し、トラックターミナルの整備、需給調整規制等の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、平成15年の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正による規制緩和に伴い、一般トラック事業の営業区域規制が廃止され、一般トラックで運送する貨物についても拠点間輸送が可能となったことから、一般貨物と特別積合せ貨物の区分が困難となるとともに、特別積合せ貨物輸送のみをとらえる必要性が乏しくなっていることから、報告者の負担軽減等も考慮し、廃止する。

(イ) 燃料の種類及び燃料消費量の削除

本調査は、貨物自動車及び旅客自動車による輸送の実態を明らかにすることを目的としていることから、輸送量の精度を確保する見地から標本設計が行われており、その中で付带的に燃料の種類及び燃料消費量が把握されてきたところである。

しかしながら、供給側統計との乖離が拡大するなど、輸送量の把握を目的とした本調査において燃料消費量の精度を確保することが困難な状況となっており、他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を考慮し、削除する。

(ロ) 高速自動車国道の利用の有無の削除

高速自動車国道の利用の有無については、貨物及び旅客輸送における高速自動車国道の利用の実態を把握し、新たな統計ニーズに対応することを目的として、平成2年から取り入れられた調査事項である。

しかしながら、①限られた調査対象数において、高速自動車国道を利用した貨物及び旅客輸送の出現率が低く、一定の精度を確保することが困難であること、②道路管理会社において通行台数や料金収入が公表されていること、③上記アのとおり調査事

項が追加され、報告者の負担を軽減する必要があることから、削除する。

(3) 調査方法に係る変更

地方支分部局（地方運輸局等）における事務の見直し、統計調査員の確保難、公表の早期化等に資する観点から、地方支分部局を経由した調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更する。

また、本省直轄の郵送調査への変更に伴い、照会対応、督促等を効果的かつ効率的に実施する観点から、民間委託により新たにコールセンターを設置する。

自動車輸送統計調査の概要

(現行)

調査の目的

自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料とすることを目的として、昭和35年4月から毎月実施されている。

調査の概要

<調査の対象>

一般の輸送の用に供さない自動車（パトカー、救急車等）を除く登録自動車及び軽自動車（母集団数約7,400万両）

<調査の種類>

1 標本調査

詳細調査（2月、6月及び10月）・・・約32,800両
簡易調査（詳細調査月以外の月）・・・約10,400両

（自動車登録ファイル等から
地域別、車種別等に抽出）

2 全数調査

特別積合せトラック調査（毎年6月及び10月※）・・・約4,600事業所

営業用バス調査（毎月）・・・約4,100事業所

※平成17年6月以降休止

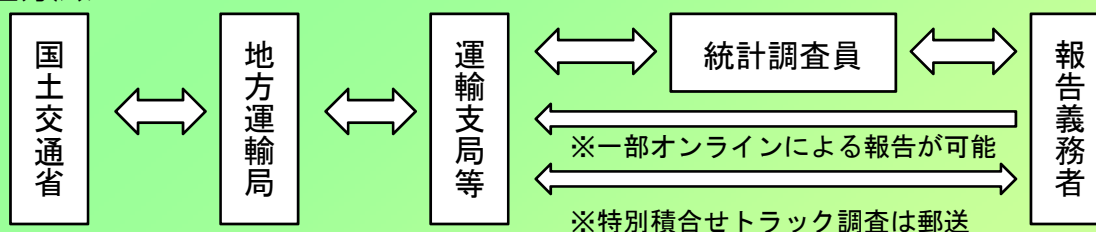
<調査事項>

標本調査：主な用途、走行距離、休車日数、輸送貨物の重量又は乗車人員、【以下詳細調査のみ】燃料消費量、走行区間、高速自動車国道の利用の有無等

特別積合せトラック調査：輸送貨物の重量、個数、取扱種別等

営業用バス調査：輸送人員、走行距離、運行回数、実在車両数等

<調査方法>



結果の公表

<主な集計事項>

月報及び年報：輸送トン数、輸送人員、輸送トンキロ、輸送人キロ（業態別・車種別等）

統計報告書（詳細調査月のみ）：輸送トン数、輸送人員（距離帯別・都道府県別等）

特別積合せトラック調査報告書：輸送トン数、輸送個数（取扱別・都道府県別等）

<公表期日>

月報：調査月経過後2か月以内、年報：調査年度経過後6か月以内

統計報告書及び特別積合せトラック調査報告書：調査月経過後6か月以内

自動車輸送統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用

1. モーダルシフト推進関連
 - ◆ 貨物自動車の積載効率、輸送機関別の輸送分担率の算定等モーダルシフト推進のための基礎データとして利用
2. 将来交通需要推計関連
 - ◆ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）の策定に当たっての交通需要予測の算定のための基礎データとして利用
3. 環境対策関連
 - ◆ 気候変動枠組条約に基づき、毎年、国連に提出している「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」における自動車からの二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量算定のための基礎データとして利用
4. 白書関連
 - ◆ 国土交通白書における「自動車運送事業の動向と施策」を評価・分析するための基礎データとして利用
5. その他
 - ◆ 各種運輸関連施策の実施に当たっての現状分析・実態把握のための基礎データとして利用

業界団体・民間研究機関等の利用

1. 業界団体
 - ◆ 業界団体におけるトラック輸送産業の現状と課題を把握・分析するための基礎データとして利用
 - ◆ 「環境自主行動計画」における営業用トラックのCO2排出削減目標算定のための基礎データとして利用
2. 民間研究機関等
 - ◆ 国内貨物（自動車）の輸送需要予測のための基礎データとして利用

調査対象の範囲等に係る変更

- ◆ 統計の精度向上等を図る観点から、新たな行政記録情報を活用した標本設計の導入、利用ニーズの変化等に対応した調査対象の範囲の変更
 - 事業用貨物自動車について、自動車登録ファイル等に基づく車両単位の層化抽出から、自動車運送事業者情報（運送事業者監査総合情報システム）に基づく事業所単位の層化抽出（当該事業所が保有する事業用貨物自動車を調査対象）に変更
 - 自動車登録ファイルに記録されている走行距離を活用した推計手法を導入し、標本調査における詳細調査と簡易調査を一本化
 - 他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を踏まえ、自家用貨物自動車のうち軽自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車を調査対象から削除

＜現行＞		➡	＜変更後＞	
標本調査（詳細調査）	約32,800両		（事業用貨物自動車）	約 2,000事業所
（簡易調査）	約10,400両		（自家用貨物及び事業用旅客自動車）	約10,500両
営業用バス調査	約 4,100事業所		営業用バス調査	約 4,100事業所
			（※ 特別積合せトラック調査は廃止）	

調査事項等に係る変更

- ◆ 統計の精度向上等を図るための調査事項の追加
 - 事業用貨物自動車の調査対象事業所における保有車両数、月間輸送量等を追加
- ◆ 利用ニーズの変化、他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を踏まえた調査事項の削除
 - 平成17年6月以降休止している特別積合せトラック調査の廃止
 - 燃料の種類及び燃料消費量を自動車燃料消費量調査（一般統計調査）に一本化
 - 高速自動車国道の利用の有無の削除
- ◆ 調査事項の削除等に伴う集計事項の変更
 - 車種ごとの距離帯別輸送トン数・人員等の削除（詳細調査月の統計報告書の廃止）
 - 特別積合せトラックによる取扱貨物別輸送トン数等の削除（特別積合せトラック調査報告書の廃止）

調査方法に係る変更

- ◆ 調査の効率的な実施等を図るための変更
 - 地方支分部局（地方運輸局等）を經由した調査員調査から本省直轄による郵送調査に変更
 - 民間委託により新たにコールセンターを設置

第16回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成22年3月4日（木）10:00～12:15
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 首藤部会長、廣松部会長代理、佐々木委員、西郷専門委員、菅専門委員、田邊専門委員、二村専門委員、村田専門委員
審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県）、調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議題 自動車輸送統計調査の変更について

5 議事の概要

(1) 前回部会の結果概要等の説明

事務局から前回部会の結果概要及び第31回統計委員会における意見等の概要について説明が行われた。

また、第31回統計委員会における意見等に対して調査実施者から補足的に説明が行われた後、代替データの推計方法について次のような意見が出された。

○ 過去10年間のデータを分析すると、人員及び人キロに係る原単位（1キロメートル当たり平均輸送人員等）の増減は小さいことから、その平均値を用いて推計する方法を検討しているとの説明であるが、時間の経過とともに代替データが実態と乖離してしまうことが懸念されるのではないか。

→ 原単位については、特別調査の実施や関連する他の統計調査（自動車燃料消費量調査や道路交通センサス等）を有効に活用した検証を行うなど、信頼性を確保するための仕組みを考えていきたい。

○ 本調査の結果を活用した原単位の推計値については、日本全体としての平均で算出するのか。また、他の統計調査を活用した原単位の検証について、過去の調査結果を既に利用可能性について検証作業を終えているのか。

→ 本調査では、9運輸局別と6大都市府県別に結果表章を行っていることから、これらの区分でそれぞれ比較検証した上で推計値を算出していくことを考えている。また、原単位に関連する本調査の結果と道路交通センサスの結果は、おおむね似通っていると認識しているが、更に分析が必要と考えている。

(2) 答申（案）に関する審議

事務局から答申（案）について説明が行われ、審議の結果、今後の課題における「自動車輸送統計の今後の在り方」を除き、下記の意見を踏まえた所要の修正を行うことを前提に部会として了承された。

また、「自動車輸送統計の今後の在り方」については、下記の意見を踏まえた所要の修

正（案）を作成の上、別途委員等に意見照会を行い、部会としての結論を得ることとされた。

ア 標本設計等の見直し

- 事業用貨物自動車の選定方法については、調査結果の偏りの発生を防止する観点から変更するよう指摘しているものであるが、標本の選定に係る細かな点であることから、もう少し簡潔に記載すべき。

イ 調査対象の範囲の変更

- 自家用旅客自動車の調査対象からの削除については、結論としてはやむを得ないが、その理由をもう少し丁寧に記載すべき。
- 自家用旅客自動車の削除については、自動車燃料消費量調査（一般統計調査）との関係整理を行うという趣旨もあるのではないか。また、その際、代替データとして輸送人キロが必ずしも十分ではないので、当該データの整備について配慮が必要である旨を記載すべき。

ウ 調査事項

- 「高速自動車国道の利用の有無」を削除する理由についても、明示的に記載すべき。

エ 集計事項

- 集計事項の削除とその理由との対応関係が分かりにくいので、もう少し表現を工夫すべき。
- 統計の断層については、標本設計上生じるものではなく、標本設計の変更による非標本誤差によって生じるものと思われるが、必ず発生するものでもないことから、「発生する」を「発生し得る」に変更するとともに、「統計の継続性の確保の観点から」の後に「検証し」を追加すべき。

オ 今後の課題

(ア) 自動車輸送統計の今後の在り方

- 今後の課題については、将来的な課題が後ろにくるように、「自動車輸送統計の今後の在り方」と「輸送貨物の品目分類の見直し」の順番を入れ替えるべき。
- 自動車輸送統計については、輸送トンキロや人キロを推計するための原単位が安定的であれば、報告者負担を軽減する観点から、構造統計と動態統計を区分することもできるかも知れないが、安定的でないときにはそれは必ずしも容易ではない。また、行政記録情報の活用の進ちょくによって状況は異なってくることから、構造統計と動態統計の役割分担の明確化ではなく、むしろ関連する統計間の連携を柔軟に図ることが重要ではないか。
- 輸送統計の分野において、構造統計と動態統計の区分がそもそも適当であるかも含めて議論すべきであるが、現在の自動車の社会的な役割を踏まえると、自家用乗用自動車の利用の仕方全般をとらえるような統計の整備についても中長期的には検討する必要があるのではないか。
- 代替データが整備されるものの、自家用旅客自動車が本調査の調査対象から削除

されることによって、自動車輸送統計の目的・位置付けも変わってくるのではないか。

- 中長期的な課題として、自動車輸送統計の体系的な整備に向けた検討が必要ではないか。
 - 事業用貨物自動車については、行政記録情報を活用して整備する目途が立ったが、特に、自家用乗用自動車は、世帯が保有するものであり、現時点において、体系的に整備するための方法の目途が立っていないことから、具体的に踏み込んだ記載は困難ではないか。
 - 今回の部会審議において、自動車輸送統計の今後の在り方について議論した結果を何らかの形で残してもらいたい。
- (イ) 時系列データ等の整備
- 当面の対応としては、これまでの本調査の結果に基づく原単位による推計が検討されているが、できるだけ早く他の統計調査等を用いた推計方法により、より信頼性の高い代替データを提供してもらいたい。
 - 都道府県単位による表章については、具体的にどのような事項まで可能なのかも含めて是非検討してもらいたいので、今後の課題として記載してもらいたい。